

# 令和7年度 第6回福島地方最低賃金審議会 議事録

日 時：令和7年9月24日(水)

16:30～16:50

場 所：福島第二地方合同庁舎1階会議室

出席者：(公)熊沢、竹田、橋本、元井、森谷

(労)塩澤、高橋、田崎、只野、松本

(使)大内、佐藤、鈴木

## 1 開 会

(会長) 定刻となりましたので、これより令和7年度第6回福島地方最低賃金審議会を開会いたします。

## 2 定足数の確認

(会長) 事務局より定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、安達委員、金子委員が欠席されておりますが、委員の3分の2以上の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

## 3 議 事

(会長) それでは、本日予定している議事について、事務局から説明をお願いします。

(室長) 本日予定しております議事は、(1)福島県最低賃金改正答申の異議申出に対する諮問・審議・答申を予定しています。

### (1) 福島県最低賃金改正答申の異議申出に対する諮問

(会長) それでは、議事に入ります。

令和7年度福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書の提出がなされたとのことですので、事務局より報告をお願いします。

(室長) 異議申出に係る報告をさせていただきます。

令和7年9月5日答申をいただきました内容につきまして、同日、最低賃金法第11条第1項に基づき、福島労働局において意見要旨を公示したところ、9月18日付けをもって、福島県労働組合総連合議長野木茂雄様から福島労働局長あて異議申出書が提出されました。

異議の申出がなされた場合、最低賃金法第11条第3項により「審議会に意見を求めなければならない」とされており、岡田労働局長より熊沢会長へ異議申出に対する諮問をさせていただきます。

(会長) 事務局より、異議申出書が提出されたとの報告がありましたので、これより、令和7年度福島県最低賃金の改正答申の異議申出に対する諮問をお受けいたします。

事務局は、諮問の準備をお願いします。

【局長から会長へ諮問文を手交】

【諮問文の写しを各委員へ配付】

(会長) それでは、諮問文の読み上げをお願いいたします。

(室長) 【諮問文の読み上げ】

(1) 福島県最低賃金改正答申の異議申出に対する審議

(会長) これより異議申出に対する審議を行いますが、異議申出書の内容について事務局から報告して下さい。

(室長) 福島県労働組合総連合 議長 野木茂雄 様から提出された「令和7年度福島県最低賃金の改正答申に対する異議申出書」について、読み上げにより報告に代えさせていただきます。

【県労連から提出された異議申出内容について読み上げ】

(会長) それでは、労働者・使用者・公益の各側から異議申出書に対する御意見をお伺いします。

初めに、労働者側から御意見をお願いします。

(田崎委員) 発効日につきましては、早期発効を労働者側としても求めてまいりましたが、回数を重ねて労使で話し合った結果であり、今後の課題として受け止めてまいりたいと思っております。結果は9月5日の答申どおりといたします。

(会長) ありがとうございます。次に、使用者側より御意見をお願いします。

(佐藤委員) 福島県労働組合総連合より提出された異議申出書に記載された内容につきましては理解するところもありますが、専門部会等で十分な時間をかけて審議した結果であり、また、結審した金額は目安額63円にプラス15円上乗せした過去最高となる金額、引上げ率となっております。

また、今年度も残念ながら、最終的には全会一致とすることは出来ませんでしたが、今年度は特に福島県の経済情勢等に関する客観的なデータに基づいて、直接労使で十分な時間をして協議し、歩み寄って決めることが出来た金額でもありますので、9月5日付の答申どおりとすることが適当であると考えております。

(会長) ありがとうございます。次に、公益側より申し上げます。

労連から提出されました異議の内容は理解できる内容ですが、審議会にて公労使で審議してまとめた内容になりますので、答申の内容のとおりとすべきものと判断します。公益委員の皆さんもよろしいですか。

#### 《 異議なしの声 》

(会長) ありがとうございます。

労働者・使用者・公益の各側より御意見をお伺いしましたところ、「令和7年9月5日付け答申どおり」との御意見でしたので、本件異議申出書に対する当審議会の結論としましては、全会一致で「令和7年9月5日付け答申どおり」として局長あて答申してよろしいでしょうか。

#### 《 異議なしの声 》

(会長) ありがとうございます。

#### (1) 福島県最低賃金改正答申の異議申出に対する答申

(会長) 異議申出書に対する本審議会の結論は、全会一致で「令和7年9月5日付け答申どおり」とすることとします。

事務局は異議申出に対する答申の準備をお願いします。

(室長) 会長、局長は、スクリーンの前に御移動をお願いします。報道機関の方は、適宜移動して撮影いただいて構いません。会長から局長へ答申文を手交願います。

【会長から局長へ答申文を手交】

【答申文の写しを各委員へ配付】

(会長) それでは、答申文の読み上げをお願いします。

(室長) 【答申文の読み上げ】

(会長) 次に、局長より御挨拶をお願いします。

(局長) ただいま、熊沢会長から令和7年度福島県最低賃金の改正答申に対する異議申し出について、「令和7年9月5日付け答申どおりとすることが適当である」との答申を頂戴いたしました。

速やかな御審議により、結論をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

私どもといたしましては、この答申を基に、速やかに福島県最低賃金を改正決定の上、官報公示の手続をとり、発効日は令和8年1月1日となる予定です。

改正福島県最低賃金の額については、各種助成金制度と合わせて、周知・広報をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

本日は、誠にありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。

#### 4 閉 会

(会長) それでは、本日の議事、その他について御質問等ございますか。  
事務局からは日程の話など、ありませんか。

(室長) 10月6日と11月14日につきまして、各委員に都合の確認をさせて頂いておりますが、まだ御回答をいただいている委員もいらっしゃいますので、確認次第御連絡させていただきますので、よろしくお願いします。

(会長) そのほか、何かございますか。

( な し )

(会長) なければ、以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。